

水道だより

創刊号 (2004年1月1日発行)

編集・発行
和歌山市水道局経営企画課 TEL.435-1362 FAX.435-1356
和歌山市水道局ホームページ
<http://www.wakayamashi-suido.jp/>

創刊にあたり 和歌山市公営企業管理者 水道局長 楠本喬二

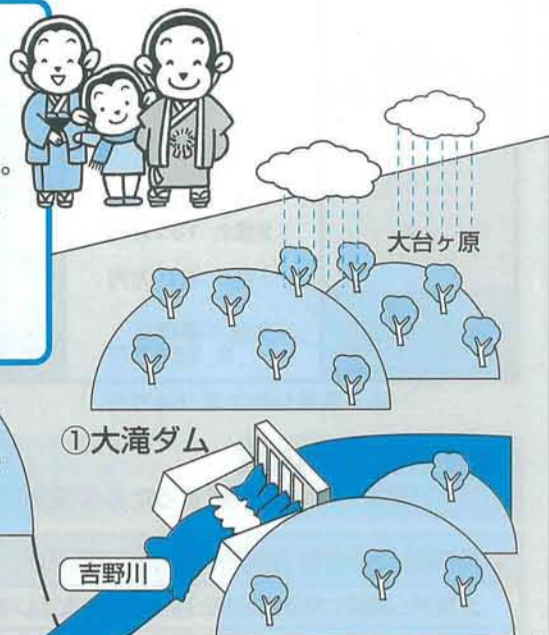
新年あけましておめでとうございます。

日頃は、水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

水は生命の維持はもとより、市民生活に欠かすことのできないライフラインとして重要な役割を果たしています。

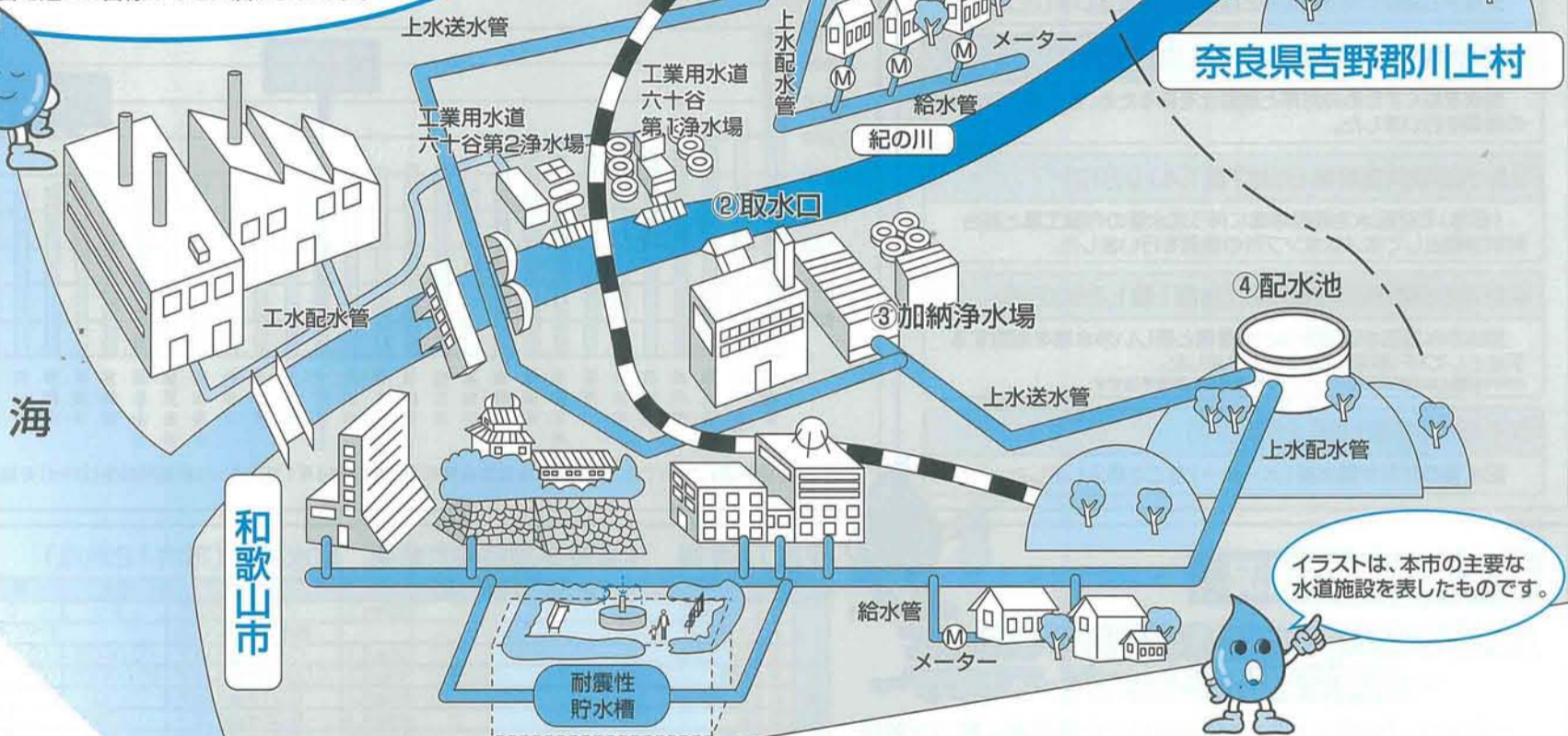
水道局では、水道事業の情報を広く市民の皆様にご提供し、事業を進めていくことが望ましいと考え、この度、水道広報紙「水道だより」を発刊いたしました。今後も定期的に発行し、本紙を皆様との架け橋として、ご提言などをいただきながら健全な水道事業を運営していきたいと考えております。

本年も皆様方にとって良い年であることをお祈り申し上げます。



水道のしくみ

大台ヶ原に降った雨は、建設中の大滝ダムに蓄えられ、130kmの旅をしたのち、和歌山市内にある紀の川の取水口まで流れてきます。そして、加納浄水場ほか3箇所の浄水場で浄化され、山の上の配水池へポンプで押し上げられたあと、配水管・給水管を通して皆様のもとに届けられます。



イラストは、本市の主要な水道施設を表したものです。

①大滝ダム

山に降った雨が小さな川に流れ、ダムにたまります。大滝ダムは、有効貯水量が7,600万m³で、奈良県吉野郡川上村にあります。

②取水口

川から水を取り込む口を取水口といい、加納浄水場の取水口は紀の川左岸の和歌山市松島にあります。

③加納浄水場

浄水場では人々が暮らしに使うため、安全な水を毎日休みなく作っています。汚れを取って消毒したあと、送水管を通して配水池まで水を送っています。

④配水池

配水池は山の高いところにあり、一旦水道水をためておく施設です。配水池から自然流下で配水管を通して市内の各地区へ水を配り、給水管に分岐して各家庭に水を届けます。

水道局からのお願い

1.鉛製給水管について

鉛製給水管が使われているかどうかのお問い合わせは

435-1128 給水課

水道水を長時間(夜間・外出など)使用しなかった場合、最初の水は給水管に長く滞留しているため、通常よりも鉛濃度が高くなる場合があります。このようなときには、念のためにまずバケツ1杯程度(給水管に滞留している水量で2リットルのペットボトル5~6本分)の水をトイレ、掃除、洗濯などにお使いください。

2.貯水槽水道設置者の方へ

水道局指定給水装置工事事業者、給水装置に関すること、貯水槽水道についてのお問い合わせは

435-1128 給水課

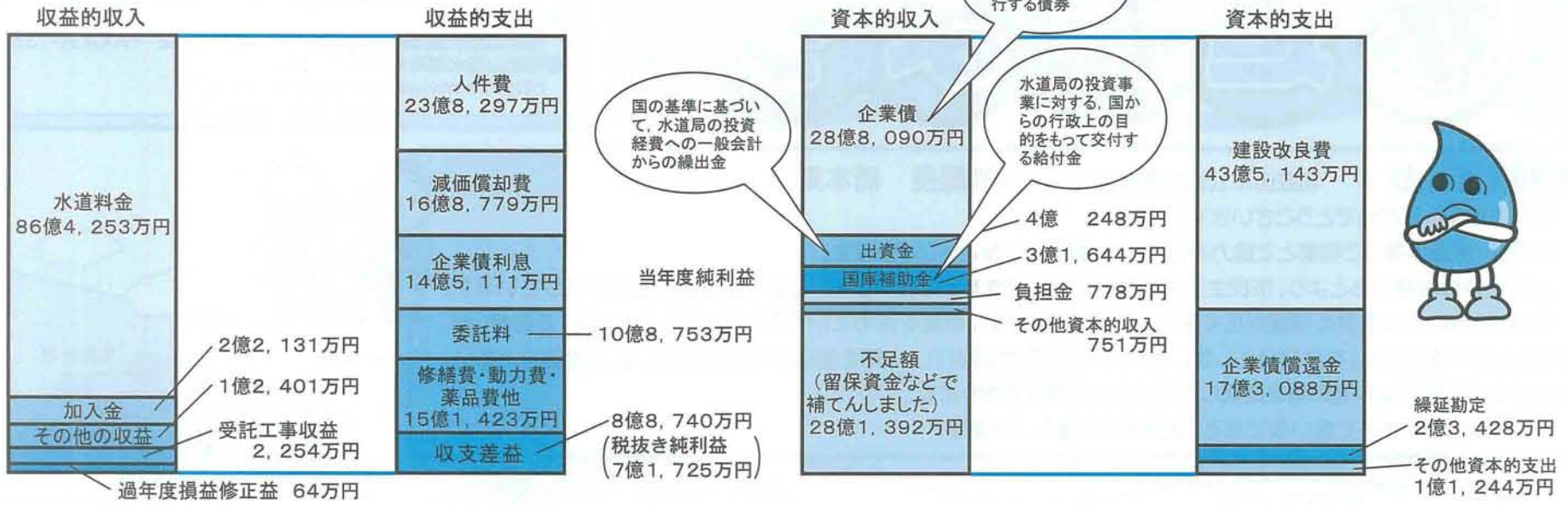
平成15年4月1日施行の改正水道法では、貯水槽水道を設置されている管理者の方は、次のことを適正に管理してください。

- ①貯水槽の清掃 1年に最低1回以上、定期的に専門業者による清掃を実施する。
- ②貯水槽の点検 水槽のひび割れや汚水などによる汚染の有無を定期的に検査する。
- ③水質検査の実施 蛇口から出る水の水質検査を定期的に実施する。
- ④周知義務 供給する水が、健康を害するおそれがあったら、ただちに給水を停止し利用者に知らせる。

3.大震災に備えて

大震災が発生した場合の対策として、日頃から飲料水の備蓄をお願いします。飲料水は1人1日3リットルが目安です。また、お風呂の残り湯を貯めておくと、消火用水やトイレの流し水に利用できます。

●平成14年度決算 (税込み)

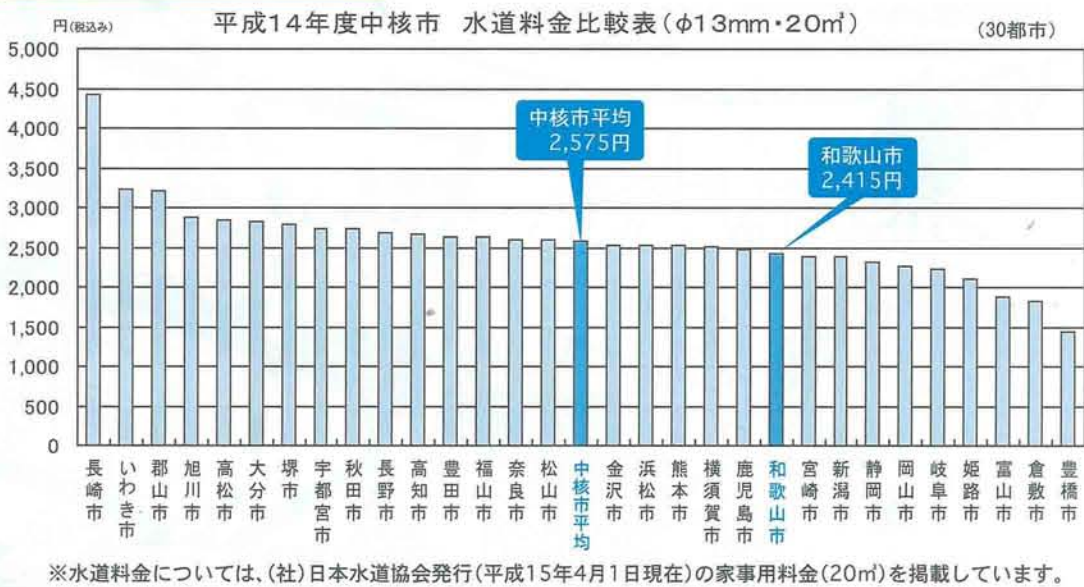


建設改良費の内訳

(安全で安定した水を供給するための投資です)

- 1. 第四期拡張事業 (総額9億1,387万円)**
大滝ダム建設に伴う負担金と建設利息を支払いました。
- 2. 配水管整備事業 (総額24億5,381万円)**
漏水をなくすための対策と耐震化を図るため、配水管約30kmの整備を行いました。
- 3. 配水施設整備事業 (総額7億1,410万円)**
(仮称)和佐配水池建設事業に伴う送水管の布設工事と高台対策事業として木ノ本ポンプ所の整備を行いました。
- 4. 原浄水施設新設改良事業 (総額1億1,680万円)**
加納浄水場送水流量計などの整備と新しい浄水場を建設する手法としてPFI事業の調査を行いました。
※PFI事業とは民間の資金やノウハウを活用する事業手法です。
- 5. その他 (総額1億5,285万円)**
配水管の材料や量水器(メーター)などを購入しました。

●水道料金の状況



●水質検査の状況

「安全でおいしい水」をお届けするために
~水質を厳しくチェックしています~

水道水は、「水道法」により定められた水質基準に基づき管理されています。厚生労働省令で定められた「水質基準項目(46項目)」には、健康に関する項目(29項目)と水道水が有すべき性状に関する項目(17項目)とに分けられます。

水質基準項目46項目

水道法に基づき、まもらなければならない義務がある項目で、基準値が定められており、「健康に関する項目」と「水道水が有すべき性状に関する項目」に分けられます。

①「健康に関する項目」29項目

健康を守るために定められた項目で、一般細菌、鉛、水銀などについて基準値が定められています。

②「水道水が有すべき性状に関する項目」17項目

色やにおい、濁りなどについて定められた項目で、亜鉛、銅、pH値などについて基準値が定められています。

その他の項目として、水道環境部長通知による「快適水質項目(13項目)」および「監視項目(35項目)」があります。

水質試験結果につきましては、年間のデータをまとめた「水質年報」を市役所7階の市政情報課にてご覧いただくことができます。

その他詳しい内容につきましては、水質試験課(471-6950)へお問い合わせ下さい。

平成14年度 水質基準項目検査結果 給水栓水(市内12地点)

検査項目名	基準値	最大	最小	平均
1 一般細菌 (個/mL)	100以下	2	0	0
2 大腸菌群	検出されないこと	すべて不検出		
3 カドミウム (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
4 水銀 (mg/L)	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛 (mg/L)	0.05mg/L以下	0.0056	<0.0005	0.0009
7 ヒ素 (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム (mg/L)	0.05mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
9 シアン (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10mg/L以下	1.62	0.42	0.95
11 フッ素 (mg/L)	0.8mg/L以下	0.16	<0.08	<0.08
12 四塩化炭素 (mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
13 1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004mg/L以下	0.0002	<0.0001	<0.0001
14 1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.02mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
15 ジクロロメタン (mg/L)	0.02mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
16 シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
17 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
18 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006mg/L以下	0.0002	<0.0001	<0.0001
19 トリクロロエチレン (mg/L)	0.03mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
20 ベンゼン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.0005	<0.0001	<0.0001
21 クロロホルム (mg/L)	0.06mg/L以下	0.038	0.018	0.012
22 ジブromクロロメタン (mg/L)	0.1mg/L以下	0.0076	0.0009	0.0027
23 ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03mg/L以下	0.018	0.0022	0.0067
24 ブロモホルム (mg/L)	0.09mg/L以下	0.0007	<0.0001	0.0002
25 総トリハロメタン (mg/L)	0.1mg/L以下	0.064	0.0063	0.022
26 1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
27 シマジン (mg/L)	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
28 チウラム (mg/L)	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
29 チオベンカルブ (mg/L)	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
30 亜鉛 (mg/L)	1.0mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
31 鉄 (mg/L)	0.3mg/L以下	0.10	<0.03	<0.03
32 銅 (mg/L)	1.0mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
33 ナトリウム (mg/L)	200mg/L以下	24	8	15
34 マンガン (mg/L)	0.05mg/L以下	0.007	<0.001	<0.001
35 塩素イオン (mg/L)	200mg/L以下	26.2	6.0	13.3
36 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	300mg/L以下	89.0	40.8	69.8
37 蒸発残留物 (mg/L)	500mg/L以下	193	83	132
38 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2mg/L以下	0.07	<0.02	<0.02
39 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.3mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
40 フェノール類 (mg/L)	0.005mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
41 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) (mg/L)	10mg/L以下	3.7	0.9	1.9
42 pH値	5.8以上8.6以下	8.09	6.99	7.62
43 味	異常でないこと			すべて異常なし
44 臭気	異常でないこと			すべて異常なし
45 色度 (度)	5度以下	1	<1	<1
46 濁度 (度)	2度以下	0.2	<0.1	<0.1

※表に示されている<0.0001という値は、定量下限値未満を意味しています。定量下限値とは、分析できる最小の値です。鉛の基準値については、平成15年4月1日から0.01mg/L以下に改正されています。